

101

国家一般職
平成 29 年第 24 問

--	--	--	--

物上代位に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げていのはどれか。ただし、抵当権は抵当権設定登記を備えているものとする。

- ア. 抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の賃借人は、抵当権設定登記の前に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、抵当権者に対抗することはできない。
- イ. 動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない。
- ウ. 抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない。
- エ. 敷金が授受された賃貸借契約に係る賃料債権につき抵当権者が物上代位権を行使してこれを差し押さえた場合においても、当該賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅する。
- オ. 転付命令に係る金銭債権が抵当権の物上代位の目的となり得る場合においては、転付命令に係る金銭債権が転付債権者に移転するだけであり、転付債権者が第三債務者から弁済を受けない限り、抵当権者は転付命令に係る金銭債権について抵当権の効力を主張することができる。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, エ
4. ウ, オ
5. エ, オ

101

担保物権
抵当権

正解

3

☐ ☐ ア × ⇒2019 総合講義・214 頁ウ

最判平 13.3.13 は、「抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の賃借人は、抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、抵当権者に対抗することはできない」としている。抵当権設定登記前に取得した債権については判示していない。

☐ ☐ イ ○ ⇒2019 総合講義・136 頁ウ

最判平 17.2.22 は、「動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない」としている。

☐ ☐ ウ × ⇒2019 総合講義・144 頁(3)イ参照

最判平 10.1.30 は、「民法 304 条 1 項の趣旨目的に照らすと、同項の『払渡又は引渡』には債権譲渡は含まれず、抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができるものと解するのが相当である。」としている。

☐ ☐ エ ○ ⇒2019 総合講義・144 頁(3)オ

最判平 14.3.28 は、「敷金が授受された賃貸借契約に係る賃料債権につき抵当権者が物上代位権を行使してこれを差し押さえた場合においても、当該賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅するというべきである」としている。

☐ ☐ オ × ⇒2019 総合講義・144 頁 CHECK

最判平 14.3.12 は、「転付命令に係る金銭債権（以下『被転付債権』という。）が抵当権の物上代位の目的となり得る場合においても、転付命令が第三債務者に送達される時までには抵当権者が被転付債権の差押えをしなかったときは、転付命令の効力を妨げることはできず、差押命令及び転付命令が確定したときには、転付命令が第三債務者に送達された時に被転付債権は差押債権者の債権及び執行費用の弁済に充当されたものとみなされ、抵当権者が被転付債権について抵当権の効力を主張することはできないものと解すべきである」としている。